

# 監事監査報告書

平成27年5月23日

社会福祉法人 千年会

理事長 小林 秀一 殿

監事

小林 政直



監事

尾崎 勇治



私たち監事は、社会福祉法人 千年会の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度の理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査いたしました。

この監査に当って、私たち監事は、社会福祉法第40条及び関係法令に基づき、社会福祉法人監査要領（全国社会福祉協議会監事監査基準）に定められた監査手続きを実施いたしました。

監査の結果、私たちの監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業活動報告書は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、適正と認めます。
- (2) 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 資金収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 事業活動収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業活動の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (5) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (6) 理事の職務執行状況については、理事会等に出席するほか、理事等からの意見徴取を通して、理事の職務に対する理解度も深く感じられ、任務遂行のために努力しているものと認められました。今後、一層の適正な運営に努めるとともに、効率・効果的な経営を行っていただくことを望みます。

以上